

仕 様 書

この仕様書は、大隅肝属広域事務組合が発注する令和6年度きもつき苑火葬炉設備熱交換器修繕（第5系列更新分）に適用する。

第1節 業務概要

1 火葬場きもつき苑の火葬炉設備熱交換器は、火葬中に発生した排ガスを冷却するための機器であり、経年劣化による排ガス接触部分の溶損等が発生し、排ガスがスムーズに流れない状況となっている。

熱交換器本体において、熱損傷が進行しているため、棺などを燃焼する際、排ガスが冷却部に停滞（排ガスつまり）し、排気ファンへの負荷（特にモーター）がかかることで、動力盤のブレーカーが作動するなど火葬炉の運転に影響を及ぼしていることから更新を行うもの

2 件 名

令和6年度きもつき苑火葬炉設備熱交換器修繕（第5系列更新分）

3 業務場所

鹿児島県鹿屋市下高隈町 5999 番地 3
火葬場きもつき苑

4 履行期間

令和6年7月11日から令和7年3月20日まで

第2節 熱交換器設備仕様

1 二次冷却器 熱交換器

(1)熱交換器

1 基

(2)材質 本体 SS400

排ガス接触 SUS304

外部保温材 ロックウール 75 mm+化粧銅板仕上げ

(3)温度制御方法 自動 ダンパー制御

(4)排ガス温度 冷却器入口 750℃

冷却器出口 200℃以下

(5)冷却器入口最大排ガス量

2 炉（7号炉、8号炉） 3, 592 m³ N/h

(6)冷却器出口最大排ガス量

2 炉（7号炉、8号炉） 3, 592 m³ N/h

(7)その他 必要な付属品

2 業務の内容

- (1) 既設機器撤去、処分
- (2) 更新機器取付
- (3) 試運転確認
- (4) 操作説明、指導
- (5) 報告書作成

第3節

1 保証期間

本業務の保証期間は引渡しの日から2年間とする。保証期間中に生じた材質上の欠陥による破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造又は取替を行わなければならない。

ただし、再利用品については適用しないものとする。

2 試運転

- (1) 業務完了後、試運転を行い報告書にまとめ提出すること。
- (2) 新規の設備（システム）については、本施設に配置される職員に対し、運転指導を行うこと。

運転指導は試運転期間中に行うこととするが、組合と協議の上、実施するものとする。

第4節 提出書類

1 本仕様書に基づき次に示す書類を提出すること。

- (1) 着手時
 - 業務着手届
 - 主任技術者等選任通知書
 - 業務工程表
 - その他、組合が指示するもの
- (2) 完了時
 - 完成図書
 - 業務完了届
 - 業務写真帳
 - その他、組合が指示するもの

第5節 完成検査

受注者は業務完了後、速やかに組合立会いの下で検査を受けること。